

令和8年度版

田辺中学校 P T A 会則

田辺中学校 P T A 選挙規程



田辺中学校PTA

田辺中学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、田辺中学校PTA（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京田辺市立田辺中学校（以下「本校」という。）内に置く。

(組織)

第3条 本会は、本校に在学する生徒の両親又は保護者並びに本校の教職員を会員として組織する。

2 すべての会員は、この会則に基づき、本会の目的達成のため協力するとともに、本会の役員等となること及びその選出を行うこと並びに総会に出席し動議を提出すること及び賛否を表明する権利義務を有する。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の研修活動等を通して教養と親睦を深め、もって生徒の正常な発達と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と教養の向上に関する事業
- (2) 学校と家庭及び地域社会との連携に関する事業
- (3) 学校及び社会生活の改善に関する事業
- (4) 教育の向上に必要な研究及び諸団体との協力連携に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(学区)

第6条 本会の地域活動の円滑化を図るため、学区を設ける。

2 学区は、本校の校区内の田辺・三山木・普賢寺及び薪の各小学校区をもって充てる。

第2章 役員等

(本部役員)

第7条 本会に、次の各号に定める本部役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 庶務 2名 (4) 会計 2名
- (5) 選挙管理委員会委員長 1名

2 会長は、本会を代表し、会務を司る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

4 庶務は、本会の庶務事項を処理する。

5 会計は、本会の会計経理を司る。

6 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員会委員を兼任し選挙管理委員会委員長となり、第5章に規定する選挙管理委員会を代表し選挙管理委員会業務を司る。

(会計監査委員)

第8条 本会に、会計監査委員2名を置く。

2 会計監査委員は、本会の会計を監査する。

(委員)

第9条 本会に、選挙管理委員会委員を置く。

2 選挙管理委員会委員は、本部役員と学区委員長が兼ね、第5章に規定する選挙管理委員会の業務を司る。

(委員長)

第10条 地域委員活動の円滑化を図るため、各学区ごとに学区委員長1名を置く。

2 学区委員長は、各学区の責任者として本会運営の推進を図る。

(任期等)

第11条 本部役員・会計監査委員（以下「役員等」という。）の任期は、特別の定めのある者を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員等の欠員補充により新たに役員等となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等の選出は、第5章の規定による。

(顧問)

第12条 本会に、顧問を置き学校長をもって充て、本会の運営に参与する。ただし、会長が特に必要と認めた場合、他の適任者を顧問として加えることができる。

第3章 会議

(会議)

第13条 本会に、次の各号に定める会議を設ける。

(1) 総会 (2) 本部役員会 (3) 運営委員会 (4) 選挙管理委員会 (5) 特別委員会

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関で全会員をもって構成し、原則として年1回、通常総会を開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 会則の改正 (2) 事業計画 (3) 予算及び決算 (4) その他必要な事項

3 総会は、会長が招集し、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができ、白紙委任状は会長に委任されたものとみなす。

4 会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の請求があったときは、臨時総会を開催する。

5 総会の議事は、議長が行い、議長は出席者中より選出する。

6 総会の議決は、出席者の多数決による。ただし、会則の改正の場合は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(本部役員会)

第15条 本部役員会は、本部役員及び顧問をもって構成し、本会運営の基本的事項等を協議するため、会長が必要に応じ招集する。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、本部役員・学区委員長・顧問及び教職員の会員のうちPTA担当の者をもって構成し、原則として月1回、会長が招集する。ただし、必要があるときは随時、会長が招集することができる。

2 運営委員会は、総会で議決された事項に基づき、本会の目的を達成するための諸事業の円滑な実施等にあたり、その連絡調整等の機能を有し、ここで決定された事項でもって諸事業の推進を図る。

3 第1項に規定する運営委員会の構成者のうち本部役員・学区委員長は、選挙管理委員会委員を兼任する。

(その他の委員会)

第17条 選挙管理委員会は、各委員会に関係する役員等及び教職員の会員のうち委員会担当の者をもって構成し、各委員会が所管する事項を協議するため、各委員会の委員長が必要に応じ招集する。

第4章 会計

(会計)

第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会費は、1家庭につき月額250円とする。ただし、新たな会計年度の開始時を除いて月の途中で入会した場合は翌月から、月の途中で退会した場合は当月まで、会費を徴収する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(帳簿等)

第20条 本会は、次の書類(以下「帳簿等」という。)を備える。

(1) 会則綴 (2) 役員等及び会員名簿 (3) 事業記録簿 (4) 出納簿及び支払証ひょう書

(5) その他必要な書類

2 帳簿等は、今後の本会の運営に支障をきたさないよう、必要に応じ必要な期間保管しなければならない。

第5章 選挙管理委員会

(設置)

第21条 本会に、選挙管理委員会を設ける。

(構成)

第22条 選挙管理委員会は、第7条第1項第5号に規定する選挙管理委員会委員長、第9条第1項第3号に規定する選挙管理委員会委員をもって構成する。

(任務)

第23条 選挙管理委員会は、本会の役員等の選出にかかる事項の全般を司る。

(任期)

第24条 選挙管理委員会の委員の任期は、選出対象となった年度の役員等が確定した後に始まり、翌年度の役員等が確定したときに終わる。

(選挙の告示)

第25条 選挙管理委員会委員長は、役員等の選出を行うための選挙（以下「選挙」という。）を執行するときは、会員に対して、投票日の1週間前までに選挙の告示を行わなければならない。

2 前項に規定する選挙の告示は会員の資格が発生する本校に在籍する生徒に対する告示写しの配布をもって行う。

(選挙権等)

第26条 選挙管理委員会委員長は、選挙を執行するにあたり、立候補を行うこと及び選出されること（以下「被選挙権」という。）並びに投票を行うこと（以下「選挙権」という。）を行使することを、会員（教職員の会員を除く。）に等しく与えなければならない。

(選出の順序)

第27条 選挙管理委員会委員長は、役員等の選出を円滑に進めるため、次の順序により選挙を執行する。

(1) 本部役員 (2) 会計監査委員

(選出の基準)

第28条 本部役員は、次年度の2、3年生の保護者より、学年ごとに3名を選出する。ただし、教職員の会員のうち教頭及び教務主任の職相当にある者は、本部役員として選出されたものとみなす。

2 学区委員長は、各学区ごとに1名を選出する。

3 選挙管理委員会委員は、本部役員・学区委員長が兼任する。ただし、第7条第1項第5号に規定する選挙管理委員会委員長も、選挙管理委員会委員として選出されたものとみなす。

4 会計監査委員は、会員の中から2名を選出する。

5 役員等は、特別の定めのある場合を除き、重複して選出されない。

(辞退権の付与)

第29条 選挙管理委員会委員長は、役員等が無事務めた会員に対し、選挙時の被選挙権を停止することを申し出る権利（以下「辞退権」という。）を与えることができる。

(規程への委任)

第30条 その他選挙管理委員会の運営及び役員等の選出方法等は、別に定める田辺中学校PTA選挙規程による。

第6章 特別委員会

(設置)

第31条 本会に、特別委員会を設ける。

(構成)

第32条 特別委員会は、前年度運営委員会をもって構成する。

(任務)

第33条 特別委員会は、本部委員会の顧問と位置づけ、必要に応じて現会長が招集し、本部委員会を補佐する。

(任期)

第34条 特別委員会の委員の任期は、運営委員会の任期終了後1年とする。

第7章 雑 則

(会長への委任)

第35条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 慶 弔

(慶弔規定準則)

第36条 下記の場合、会の代表者が弔問し会葬し弔意を表すものとする。

1 会員死亡の場合（しきみ1対、香料）5,000円相当を供する。

2 生徒死亡の場合（しきみ1対、香料）5,000円相当を供する。

附 則

(実施期日)

- 1 この会則は、平成11年4月1日から実施し、平成11年度の役員等の選出から適用する。(廃止)
- 2 田辺中学校PTA会則(昭和47年12月10日実施。以下「旧会則」という。)は、廃止する。(経過措置)
- 3 旧会則廃止の際、平成11年度の役員等が選出されていない役員等がある場合は、当該役員等が選出されるまでの間、前年度の役員等が当該役員等の業務を遂行するものとする。

(選挙管理委員会委員選出の特例)

- 4 平成11年度の役員等の選出を行うときに限り、当該選出の業務を司る選挙管理委員会の委員の選出は、会長が指名する者をもって充てるものとする。ただし、この場合において、会長は選挙管理委員会の業務の重要性及び学区の均衡に配慮しなければならないとともに、この規定に基づき選出された選挙管理委員会の委員は平成10年度の役員等として取り扱うものとする。

附則(平成12年一部改正)

本会則は平成12年5月27日から実施する。

附則(平成25年一部改正)

本会則は平成25年12月1日から実施する。選挙管理委員長が与える辞退権は、平成10年度の役員等から付与する。

附則(令和3年一部改正)

本会則は令和3年12月2日から実施する。学級委員定数および会費の変更は、令和4年度より開始する。

附則(令和7年一部改正)

本会則は令和7年12月1日から実施する。

田辺中学校 P T A 選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、田辺中学校 P T A 会則（以下「会則」という。）第31条の規定に基づき、田辺中学校 P T A（以下「本会」という。）の選挙管理委員会の運営及び役員等の選出方法等に関し定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 会則第3条に定める本会を組織する京田辺市立田辺中学校（以下「本校」という。）に在学する生徒の両親又は保護者（以下「保護者等」という。）並びに本校の教職員をいう。
- (2) 学区 会則第6条第2項に定める田辺、三山木、普賢寺及び薪の学区をいう。
- (3) 役員等 会則第7条第1項に定める本部役員、第8条第1項に定める会計監査委員、第9条に定める委員、第10条に定める委員長をいう。
- (4) 選挙管理委員会（以下「委員会」という。） 会則第5章に定める本会の役員等の選出にかかる事項を司る委員会をいう。
- (5) 選挙 会則第26条に定める本会の役員等の選出を行うための選挙をいう。
- (6) 被選挙権 会則第27条に定める本会の役員等に立候補を行うこと及び選出されることをいう。
- (7) 選挙権 会則第27条に定める選挙で投票を行うことをいう。
- (8) 辞退権 会則第30条に定める当該選挙の被選挙権を停止することを申し出る権利をいう。

第2章 役員等の選出

(教職員会員の扱い)

第3条 会員のうち本校の教職員は、特別の定めがある場合を除き、被選挙権、選挙権及び辞退権を有さない。

(名簿作成への配慮)

第4条 委員長は、役員等の選出を行うための被選挙権者名簿（以下「名簿」という。）を作成するにあたっては、名簿の掲載順に配慮するとともに、被選挙権者からの申し出により以前の役員等の就任状況を付記するものとする。

(本部役員を選出)

第5条 会則第29条第1項に定める本部役員を選出は、委員会が学年ごとに名簿を作成し、選挙権を有するものに対し選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が文書により掲示及び通知した上で、紙上投票により選挙を行う。

2 委員長は、本部役員を選出（第12条に規定する本部役員の決定を含む。）を、前年度の2月末日までに終えるようにしなければならない。

3 本部役員を選出の場合の名簿は、選挙時における本校の第1学年及び第2学年に在学する生徒名を登録するものとし、本部役員を選出の場合の被選挙権、選挙権及び辞退権は、当該名簿への登録家庭が有するものとする。

なお、同一学年に2名以上兄弟等が在学する場合は、学級番号の若い学級において生徒名を登録するものとする。

(学区委員長の選出)

第6条 会則第29条第2項に定める学区委員長の選出は、前条の選出時に、委員会が学区ごとに名簿を作成し、選挙権を有する者に対し委員長が文書により掲示及び通知した上で、紙上投票により選挙を行う。ただし、普賢寺学区に関しては特認校制度を実施しているため、普賢寺学区以外に住居を構える家庭においては、隣接する学区の名簿に登録することができる。

2 委員長は、学区委員長の選出（第13条に規定する委員長の決定を含む。）を、前年度の2月末日までに終えるようにしなければならない。ただし、委員長は、学区の特別な事情によって選挙に準じた方法で学区委員長を選出することが可能であると判断された場合は、当該選挙に準じた方法で選出できる者を、当該学区委員長の選出にかかる選挙で選出された者とみなすことができる。

3 学区委員長の選出の場合の名簿は、選挙時における本校の第1学年及び第2学年に在学する生徒名を登録するものとし、学区委員長の選出の場合の被選挙権、選挙権及び辞退権は、当該名簿への登録家

庭が有するものとする。ただし、委員長は、学区ごとの特殊事情により、当該名簿への登録家庭に、当該年度に本校の第1学年に在籍する予定の生徒名を加えることができる。

(会計監査委員の選出)

第8条 会則第29条第5項に定める会計監査委員の選出は、前4条の選出が完了した後に、委員長が適任者を選出する。ただし、第9条に定める立候補を妨げるものではない。

2 委員長は、会計監査委員の選出を、前4条の役員等の選出が完了した後、会則第15条第1項に定める通常総会の開催までに終わるようにしなければならない。

(立候補の原則)

第9条 委員長は、会則第26条に定める選挙の告示を行う場合は、会員に対し、被選挙権を有する者の中から役員等への選出の希望(以下「立候補」という。)の有無の確認を合わせて通知しなければならない。

2 立候補の意志がある会員は、選挙の期日までに文書により、委員長に対して立候補の意志を申し出なければならない。

(選挙等の方法)

第10条 委員長は、会員に対する選挙の告示、名簿の掲示及び通知、投票用紙の配布及び回収並びに立候補の意志の申出書の回収の業務を、本校の教職員に依頼することにより行う。この場合において委員長は、会員に対し被選挙権及び選挙権が、各会員家庭に等しくあることを十分に周知しなければならない。

2 委員長は、前条の規定による立候補の意志を申し出る者(以下「立候補者」という。)があった場合、当該申し出のあった役員等の選出にかかる選挙を、次の各号に定めるところにより執行する。

(1) 立候補者の数が会則第29条に定める選出の基準者数以内である場合には、原則として、立候補者に対する信任投票を行い、投票数の過半数により信否を決し選出者を決定し、投票の結果、否任者があった場合、当該否任者は翌年度の役員等の選出にかかる選挙まで立候補することができず、当該否任者数にかかる選出は第3号を準用して再度選挙を行うものとする。ただし、委員長は、委員会での審議によりこの信任投票を省略することができる。

(2) 立候補者の数が会則第29条に定める選出の基準者数を超える場合には、当該立候補者に対する投票を行い、得票数の多い順から選出者を決定する。

(3) 立候補者の数が会則第29条に定める選出の基準者数に満たない場合には、当該基準者数に満たない数について、名簿の掲載者に対する投票を行い、得票数の多い順から選出者を決定する。ただし、この場合において名簿の掲載者には立候補者及び否任者を除外するものとする。

3 前項第3号の規定は、立候補がない場合に準用する。

4 選挙を執行した場合における開票は、すべて委員会の管理の下で行い、原則として前年度の当該役員等がその作業を行う。

第3章 役職等の互選

(本部役員の設定)

第11条 会則第7条第1項に定める本部役員役職の設定は、委員会立会いの下で、第5条第1項の規定により選出された者及び会則第29条第1項ただし書の規定によるみなし選出者による互選により行う。ただし、教職員の会員のうち教頭の職相当にある者は会計2名のうち1名、教職員の会員のうち教務主任等の職相当にある者は庶務2名のうち1名となる。

第4章 辞退権等

(辞退権の原則)

第12条 辞退権は、原則として任期を全うした役員等に対し、委員長が付与する。

2 辞退権の行使は、辞退権を付与された会員家庭が、選挙の都度、当該選挙の期日までに文書により、委員長に対して当該選挙の被選挙権の停止を申し出ることにより効力を発する。この場合において、委員長は、会則第26条に定める選挙の告示を行う場合に、会員家庭に対し、辞退権の行使の有無の確認を合わせて通知しなければならない。

3 辞退権の効果は、委員会が名簿を作成するにあたり、辞退権の行使を申し出た会員家庭を名簿から削除することにより処理する。この場合において、当該辞退権を行使した会員家庭に対する投票があった場合は、この投票を無効とする。

4 辞退権の効力は、役員等の任期が終了した年度の翌年度から起算する。

5 任期途中で役員等を離職した者及びこの者に代わり当該役員等に就任した者に対しては、辞退権を付与しない。ただし、委員会の審議により、やむを得ない事情であると委員長が認めた場合はこの限りでない。

(辞退権の付与期間等)

第13条 辞退権は、次の各号に掲げる役員等の役職に対し、当該各号に定める期間等を付与する。

(1) 委員会委員 全ての役員等の役職（会計監査委員を除く。以下同じ。）に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し1年

(2) 学級委員 学級委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し2年

(3) 地域委員のうち学区委員長 本部・運営委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し永年。学級委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し2年

(4) 学級委員のうち学年委員長 本部・運営委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し永年。学級委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し2年

(5) 専門部委員長 本部・運営委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し永年。学級委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し2年

(6) 本部役員 本部・運営委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し永年。学級委員の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し2年

(7) 委員会委員のうち委員長 全ての役員等の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し永年

(8) 本部役員のうち会長 全ての役員等の役職に対し、1年の任期につき当該会員家庭に対し永年
(選出者の辞退)

第14条 第2章の規定により役員等に選出された者の辞退又は交代は認めない。ただし、委員長は、次の各号に掲げる事由により、委員長に対し文書により辞退又は交代を申し出た者に対しては、委員会の審議により辞退又は交代を認めることができる。

(1) 選出された者が、今後長期にわたり入院を要し又は通院で6ヵ月以上の治療を要することにより、当該役員等の職務を遂行することが困難であると認められる場合

(2) 選出された者の家族等が、入院等により今後長期にわたり看護又は介護等を要することにより、当該役員等の職務を遂行することが困難であると認められる場合

2 前項の規定により辞退又は交代を申し出る者は、申出書に事由を明記するとともに、必要に応じ医師の証明書等の事由を証する書面を添付しなければならない。

3 委員長は、第1項の規定により辞退を認めた場合は、選出時の次点者を選出者として繰り上げる。ただし、委員長は、選出時から相当の期間が経過するなど次点者を繰り上げることが困難な場合は、別の方法により選出することができる。

4 委員長は、第1項の規定により辞退又は交代を認めた場合は、当該交代した者が当該役員等の職務を遂行することを本会の会長に通知しなければならない。ただし、当該辞退又は交代を申し出て認められた者には辞退権を付与しない。

第5章 雑 則

(委員長への委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び役員等の選出方法等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、会則の一部改正（平成25年改正）が承認された日から実施し、平成26年度の役員等の選出から適用する。

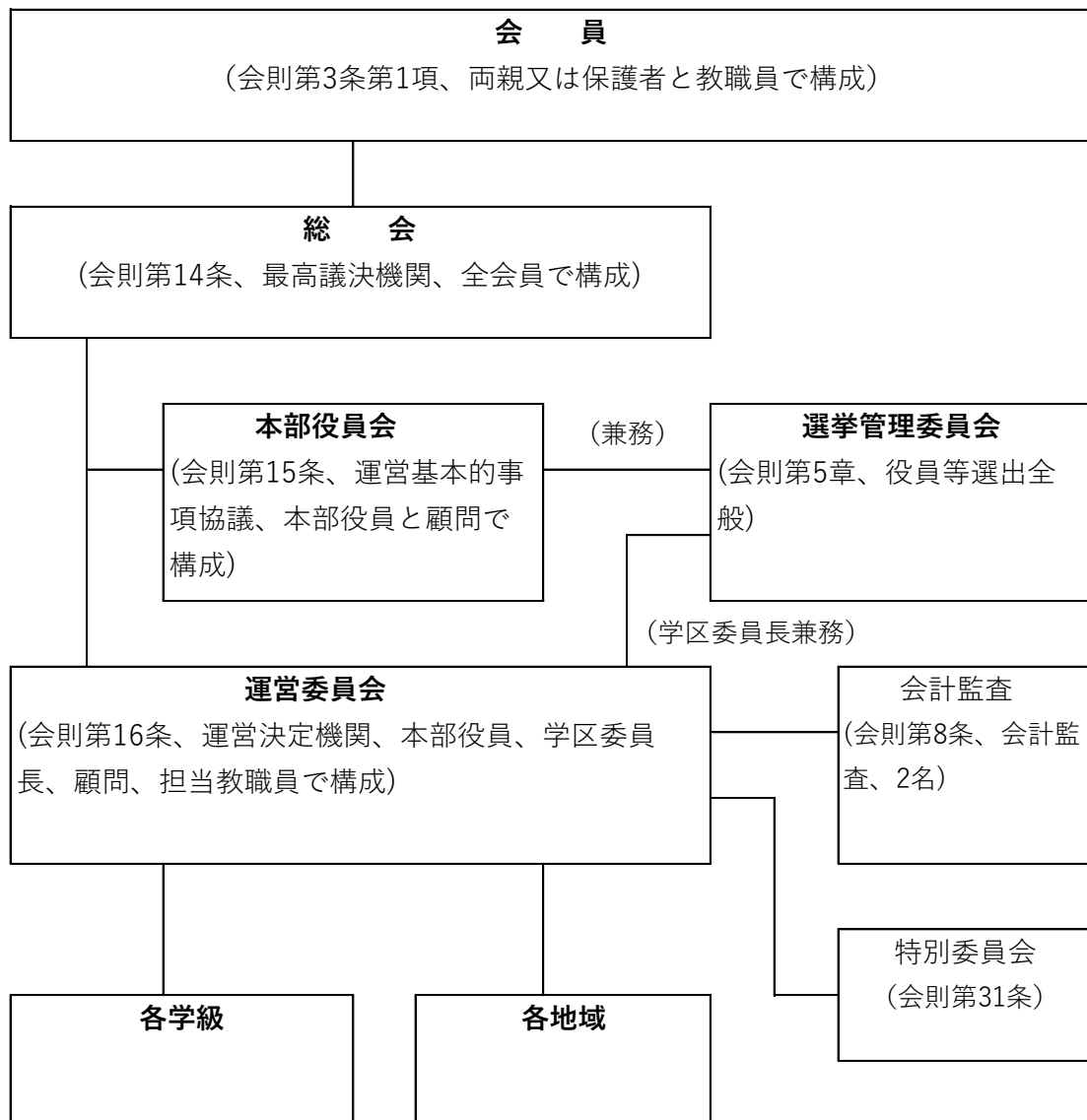
附 則

この規程は、会則の一部改正（平成29年改正）が承認された日から実施し、平成30年度の役員等の選出から適用する。

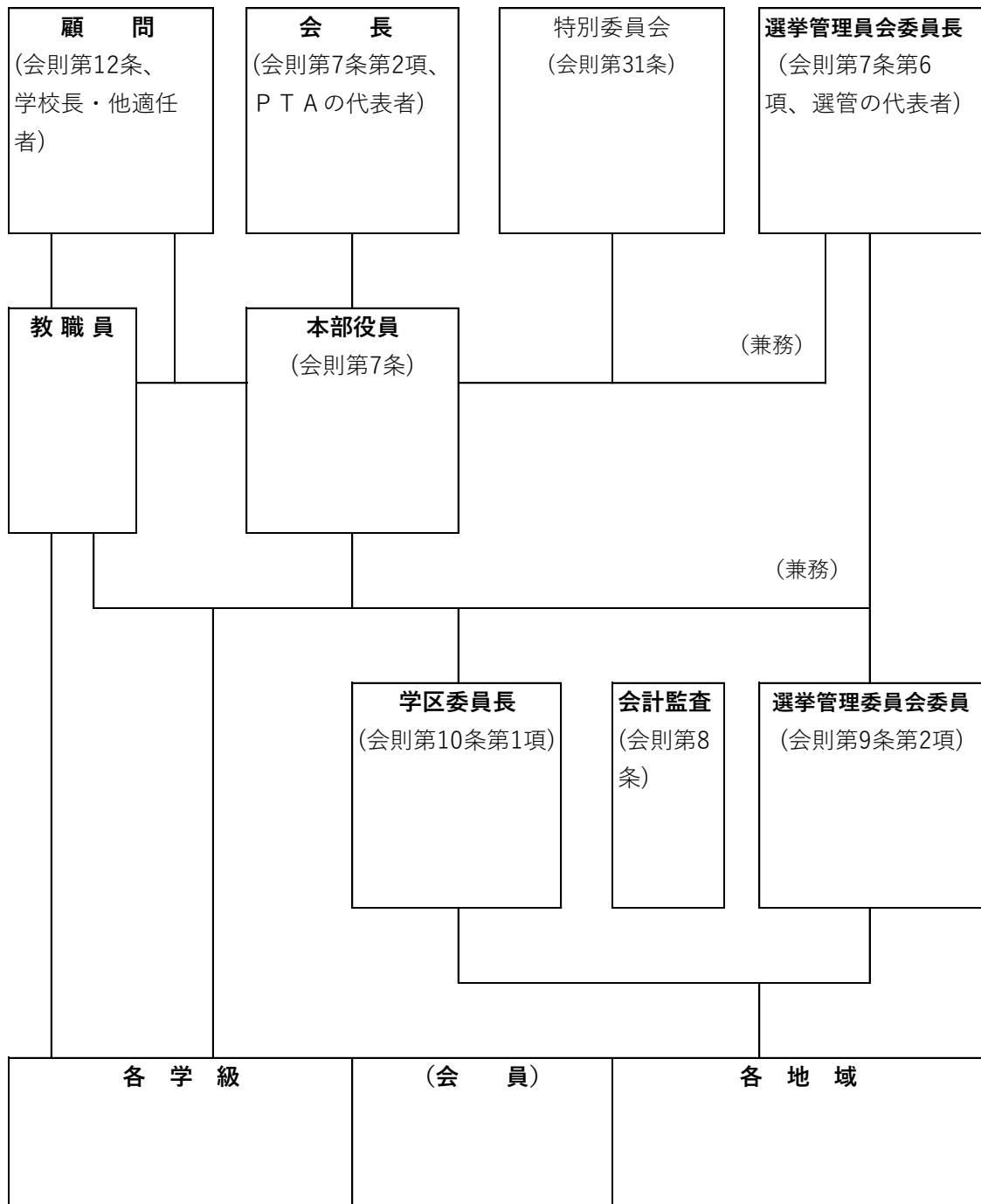
附 則

この規程は、会則の一部改正（令和7年改正）が承認された日から実施し、令和8年度の役員等の選出から適用する。

田辺中学校 P T A 運営機構図



田辺中学校 P T A 組織機構図



田辺中学校 P T A 役員等辞退権付与図

辞退権 付与年数等	会員家庭に1年	会員家庭に永年
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙管理委員会委員 (すべての役員等の役職 に対して) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部役員 (会長・副会長・庶務・会計) ・ 選挙管理委員会委員長 ・ 学区委員長 ・ 学級委員長 ・ 専門部委員長 (広報部・事業部)

- ※ 1 辞退権の付与期間は、役員等の任期が終了した年度の翌年度から起算
 2 辞退権は、被選挙権を停止（選ぶ対象の名簿からの削除）することで実施
 3 選挙の都度（役員等毎に）、選挙の期日までに、文書で、選管委員長に申し出なければ、効力がない（無条件での実施はしないので、選挙告示の通知や期日などに十分注意を）

田辺中学校 P T A 役員等辞退・交代図

辞退・交代を認める事例	必要な手続き	その他
◎入院や通院が必要な人 (今後6ヵ月以上で職務の遂行することが困難な場合のみ)	辞退・交代の申出書を選管委員長に提出(困難な事由の説明記載や、その事実を客観的に証明できる書面を添えること)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退・交代の決定は選管が協議して行う。 ・ 辞退・交代を認めた場合は、次点者を繰り上げる。 ・ 辞退・交代が認められた者には辞退権はなし
◎家族等の看護や介護等が必要な人 (職務の遂行が困難な場合のみ)	辞退・交代の申出書を選管委員長に提出(困難な事由の説明記載や、その事実を客観的に証明できる書面を添えること)	
◎夫婦とも(保護者等の会員のすべて)に選出された人 (職務の遂行が困難な場合のみ)	辞退・交代の申出書を選管委員長に提出(困難な事由の説明記載のこと)	

京都府 P T A 安全会が加入する保険の概要

1 加入する保険とは

P T A が主催又は参加する行事における参加者の不慮の災害や、主催者側の手落ちにより、参加者に対し法律上の賠償責任を負担しなけはならなくなった時に適用されるもので、

- (1) P T A (主催者) の管理責任に起因する事故……………賠償責任保険
- (2) 行事参加者の不注意による身体傷害……………傷害保険

があります。以上の 2 点を総合的に保険に付し、行事参加者に対し十分なる保障をするものです。

2 この保険で対象となる行事は

- (1) 水泳・林間行事 (2) 作業 (3) 研修会・見学旅行 (4) 運動会・ハイキング (5) 役員・委員活動

3 行事を行う主催者とは

単位 P T A、府、郡、市、町、村 P T A 協議会 ※但し、非加入 P T A は保険の対象になりません。

4 この保険で対象となる事故とは

A 傷害保険

- (a) 主催者の管理下における活動中の傷害
- (b) 行事参加のため、主催者が指定する集合、解散場所と行事開催場所との間において被った傷害
但し、自宅からの往復は含まれない。

(注) 1 上記の障害は日本国内における事故に限られる。

- 2 上記の障害は急激かつ偶然な外来の事故による障害であり、中毒、麻酔、日射、精神的衝動による身体の障害は含まれない。

B 賠償責任保険

加入団体が主催又は参加する行事中の事故により、人身に傷害を与え、加入団体が法律上の損害賠償責任を負担する場合に支払われます。

5 事故の認定は

A 傷害保険

加入 P T A 会長(主催者)が次の 2 点を認定した場合

- (1) 対象行事参加中の事故であること。
- (2) 4 の A (この保険で対象となる事故) に該当する事故であること。

B 賠償責任保険加入

P T A (主催者) が当該事故につき損害賠償請求を受けた場合、保険会社と協議して認定を行います。

6 支払われる保険は

A 普通傷害保険

- (1) 死亡保険金……………200 万円
- (2) 後遺障害保険金……………その程度により 8 万～200 万円
- (3) 医療保険金……………入院日数に対し 3,000 円
入院されない場合、治療日数に対し 2,000 円

B 賠償責任保険〔支払限度額〕

- (1) 身体の賠償……………1 回の事故につき 1 名 1 億円
1 事故 1 億円(自己負担額無し)
- (2) 財物の賠償……………1 回の事故につき 1,000 万円(自己負担額無し)
- (3) 保管物賠償……………1 回の事故につき 10 万円、保険期間中 1,000 万円
(自己負担額 1 事故あたり 5,000 円)